

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳情事項	<p>【2】</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>①介護保険料について</p> <p>ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。</p> <p>イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>
回答	<p>① ア 介護保険料につきましては、平成20年度に第4期介護保険事業計画を策定し、平成21年度から向こう3年間の介護サービス給付費を見込む中で決定します。介護保険料に関する政令等の改正に併せ、適正に介護保険料を決定してまいります。</p> <p>イ 低所得者に対する保険料の減免制度については、それぞれの自治体で独自に行うものではなく、全国共通の問題であり、介護保険制度の中で対応することと考え、今年6月の全国市長会でも「国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう」重点要望として、国に要望しております。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>②利用料について</p> <p>ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。</p>
回	<p>【2】1. (1) ②</p> <p>ア. 低所得者に対する利用料の軽減については、施設入所者の食費・居住費は、それぞれ一般のかたが1日1,380円とユニット型個室は1,970円の負担であり、所得階層の第1段階の生活保護受給者または市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者は、300円と820円、第2段階の市民税世帯非課税のかたで合計所得金額と課税年金収入額合わせた額が80万円以下のかたは390円と820円、第3段階の市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以上のかたは650円と1,640円に軽減されていますので、現制度が妥当と考えております。</p>
答	

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>③要支援、要介護1の軽度認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。</p>
回 答	<p>【2】1. (1) ③</p> <p>稻沢市といたしましては、これまでどおり、貸与を認め保険給付とする特例措置をとっております。その内容ですが、ケアマネージャー等のサービス担当者会議などで必要と判断されるとともに、主治医が必要と認めた場合には、所定の手続きをしていただければ、ベット、車椅子の貸与は認めることとしております。また、生活援助の利用につきましては、同居家族の有無に限定せず、個々の利用者の状況に応じて、判断しております。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。</p>
回 答	<p>【2】1. (1) ④ 平成20年度に地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をそれぞれ1か所を公募しました。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (1) 介護保険について ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p>
回 答	<p>【2】1. (1) ⑤ 現段階において、財政的支援をする考えはありません。</p>

H20年度 自治体キャラバン回答書

(高齢介護課)

陳情 事項	<p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>① 配食サービスは、毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。</p> <p>② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。</p> <p>ア 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援 イ 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充</p>
回答	<p>① 配食サービスは、毎週月・火・水・木・金曜日の昼食を実施し、自己負担額につきましては、1食につき150円に設定しております。会食（ふれあい）方式の実施につきましては、実施業者の問題等もありますが、今後の検討事項とさせていただきます。</p> <p>② ア. 本年7月からコミュニティーバスが運行され、足のない高齢者の外出に利便の向上が図られるようになった。</p> <p>イ. 自立高齢者の生活の助長、心身機能の維持向上を図ることを目的として、市内の3事業者が老人福祉施設等でのデイサービス事業や、介護予防のための情報交換、レクリエーション等で一日を楽しく過ごしていただく高齢者ふれあいサロンを20年度から8ヶ所から13ヶ所に増設し、委託事業として行っている。月2回以上の開催を条件に1回3,000円を限度に支払っている。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (3) 障がい者控除の認定について ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。</p>
回 答	<p>【2】1. (3) ① 12月31日現在で介護度が6ヶ月以上継続していることなどの条件はあるものの、原則として要介護1以上の方すべてを対象としています。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高齢介護課)

陳 情 事 項	<p>【2】1. 安心できる介護保障について (3) 障がい者控除の認定について ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。</p>
回 答	<p>【2】1. (3) ② 対象者に対しては、申請書及び認定書を同時に送付しています。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>2. 高齢者医療の充実について</p> <p>①福祉給付金（後期高齢者福祉医療給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。</p> <p>②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。</p> <p>③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。</p>
回 答	<p>①後期高齢者福祉医療費制度につきましては、本市に置きましては、従来どおり、ひとり暮らしの非課税者は市単独事業として対象としており、70歳からの高齢者については、老人医療費の助成に関する法律が昨年度廃止となっており対象に加えることについては、考えておりません。</p> <p>②資格証明書の交付は、納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間未納が続く方について、被保険者間の負担の公平の観点からやむ得ず行われるもので、一律に機械的に実施されるものではありません。</p> <p>③障害者医療制度は、愛知県の補助事業に準拠して助成しており、今後も同制度での実施を考えております。</p> <p>④本市の国保加入者に対して、この施策事業は行っておりません。後期高齢者についても、このような事業は考えておりません。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>3. 子育て支援について</p> <p>①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。</p>
回答	<p>①中学校卒業までの医療費無料制度を実施した場合、大幅な財源が必要となります。財政の厳しい中、当面拡大については、考えておりません。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(保健センター課)

陳 情 事 項	<p>3. 子育て支援について</p> <p>② 妊産婦の無料検診制度は、産前14回以上、産後1回を無料にしてください。</p>
回 答	<p>3. 子育て支援について</p> <p>② 妊婦・乳児健康診査受診票については、各市町村が独自に実施しているものです。</p> <p>平成20年度より妊婦券を2回から5回に拡充しております。これは、県内の医療機関において無料で受診できるものです。</p> <p>今後の拡充につきましては、他市の状況をみながら検討させていただきます。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>①保険料（税）について</p> <p>ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>
回 答	<p>① ア. 稻沢市民全員が国保加入者ではありませんので、一般会計からの繰り入れを増やし、そこだけ手厚くすることは、国保に加入されていないかたからの理解を得ることが難しいと考えます。 保険税の引き上げにつきましても、平成18年度及び平成19年度の単年度収支において、それぞれ2億円を超える赤字となっていることから、保険税の引き上げもやむをえない状況にあるともいえます。 また、減免制度を拡充し払える保険税にすることについては、既に、平成19年度国保税では、均等割と平等割を対象とした減額を、7,410世帯でおよそ3億2千万円また、所得割額を対象とした減免を2,426件でおよそ1千8百万円実施しており、更なる拡充は、他の保険者の理解を得ることは厳しいものがあるので考えておりません。</p> <p>イ. 地方税法703条の4第10項及び第24項に基づき被保険者均等割額を一般被保険者の数に按分して算定することとする定めがあるので、就学前の子どもについても、均等割の対象としなければなりません。</p> <p>ウ. エ. 所得低下による国保税への反映は、次年度となるのが原則であります。この保険税の所得割額等の減免制度については、前年と所得が変わらない同一所得の被保険者との均衡を考慮する必要があり、現行以上の所得制限の引き上げや条件の緩和については、考えておりません。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について ②保険料（税）滞納者への対応について ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。 イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>
回 答	<p>② ア. 現在、資格証明書の交付の措置は行っていません。ただし、国保の被保険者間の負担の公平を図る観点などから、特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納している被保険者に対し、この措置の導入実施をせざるを得ません。</p> <p>イ. 滞納処分につきましては、納税者のかたの生活実態を把握し、進めさせていただいておりますので、ご理解をお願いします。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>③65～74歳の保険料（税）の年金天引きは、行わないでください。</p>
回 答	<p>③国民健康保険税の年金天引き（特別徴収）は、国の医療制度改革により、平成20年度から始まつたものでありますて、稻沢市もこの4月から実施しております。特別徴収は全国を対象としたものでありますので、稻沢市といたしましても、特別徴収を中止することは考えておりません。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>4. 国保の改善について</p> <p>④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1. 3倍以下の世帯に対しても実施してください。</p>
回 答	<p>④要綱により生活保護基準額の1. 15倍以下の場合は一部負担金の免除、1. 15倍を超える場合は、4段階により一部負担金を減額することを規定しています。</p>

自治体キャラバン回答書

福祉課

陳情事項	<p>5. 障がい者施策の充実について</p> <ul style="list-style-type: none">① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動支援センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。③ 第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。
回答	<ul style="list-style-type: none">① 国の制度に則って実施しているため、市の段階で資産要件を撤廃することはできない状況です。しかし、障害者の預貯金等は、将来の生活のために蓄えられてきた資産であり、また現場において資産の実態を把握することは極めて困難です。よって、利用者負担の仕組みの簡素化の観点からも、検討する必要があると考えております。② 補装具については、国の制度に則って実施しており、現在のところ利用料負担軽減は考えておりません。地域生活支援事業については、それぞれに軽減措置を設けており、事務処理上、妥当であると考えています。 なお、日常生活用具の中で、特に利用度の高いストマ装具及び紙おむつ等については、通常の1/2軽減を行っています。③ 計画の策定にあたっては、機会あるごとに関係者のご意見を聴くとともに、人の顔を思い浮かべながら、血の通った計画づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

2008年 自治体キャラバン 回答書

(保健センター課)

陳 情 事 項	<p>6. 健診事業について</p> <p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。</p> <p>②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。 少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。</p>
回 答	<p>6. 健診事業について</p> <p>① 当市は、歯周疾患検診を無料で実施していますが、がん検診については自己負担があります。現在の市の財政状況を考慮しますと、がん検診の自己負担は引き続きお願いしたい。</p> <p>実施期間を通年にすることにつきましては、事後処理が毎月になり、他の業務に支障が生ずることが考えられるため、難しさがあり期間限定の現行のとおりで考えております。</p> <p>なお、乳がん検診を除き他のがん検診や歯周疾患健診については、個別医療機関委託・集団検診を実施しております。</p> <p>② 歯周疾患検診については、節目歯科健診として40・50・60・70歳について、個別に歯科医療機関で歯周疾患健診を実施しています。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(課 稅 課)

陳 情 事 項	7. 地方税の徵収について ①地方税の年金天引きを行わないでください。
回 答	個人住民税における公的年金からの特別徵収制度の導入 平成20年度の税制改正で納税の便宜、徵収の効率化を図る観点から導入されるので、御理解、御協力をお願いします。 平成21年10月支給分から実施となります。

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p> <p>②後期高齢者医療制度は廃止してください。</p> <p>④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊娠婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p>
回 答	<p>①機会があれば、市長会等を通じ国に要望していこうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>②後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度を堅持し、将来にわたり安心して医療が受けられるようにするために、必要な制度であると考えておりますので、現在のところ、国に対しまして要望をするということは考えておりません。</p> <p>④福祉医療に関することについては、原則、国で実施すべき事業と考えておりますが、就学前まで医療費無料制度については、現在、県費助成事業で実施済みであること。またこの制度の創設については、機会が在れば、市長会等を通じ現物給付による子どもの医療費助成に対する国民健康保険の国庫負担金減額の廃止と併せ、国に要望していこうと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

2008年 自治体キャラバン 回答書

(高 齢 介 護 課)

陳 情 事 項	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p> <p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>
回 答	<p>・介護保険の給付費にかかる財源は、介護保険料と公費で賄われております。その内訳は、保険料と公費がそれぞれ50%となっております。公費の負担割合については、介護保険法で定められており、国と県で32.5%、市が12.5%、調整交付金が5%という内訳になっております。しかし、調整交付金は75歳以上の高齢者の割合、所得段階の割合により全国の市町村で調整がなされるため、今年6月の全国市長会でも「給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化するよう」重点要望として、国に要望しております。</p> <p>また、介護労働者の処遇改善につきましては、今年5月に「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が施行され、国においては、「介護労働者の確保・定着等に関する研究会」で検討されているところです。市長会といたしましても、今年6月の全国市長会で「保険料の水準に留意しつつ、適材名人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、適切に報酬を設定する」よう重点要望として、国に要望しております。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p> <p>①後期高齢者医療制度を選択しない65歳～74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。</p> <p>②福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。</p> <p>③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。</p> <p>④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。</p> <p>⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。</p> <p>⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。</p>
回 答	<p>①②④⑥福祉医療全般につきましては、本来国が実施すべき事業と認識をしていますが、当面は愛知県の助成制度に沿って、県内各市とともに補助の拡大を図るよう要望をしてまいりたいと考えております。</p> <p>③機会があれば、市長会等を通じまして県に要望をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p> <p>⑤愛知県の補助金削減については、県の動向及び各市の状況を見て対応を考えてまいります。</p>

自治体キャラバン回答書

(担当課:国保年金課)

陳情項目	<p>【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書</p> <ul style="list-style-type: none">①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保証し、希望者全員が受けられるようにしてください。⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営議会（仮称）を設置してください。
回答	<p>①②③④⑤について、愛知県後期高齢者医療広域連合議会においてすでに審議がなされご理解をいただいているところですが、必要に応じて運営上の課題が生ずることがあれば要望をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。</p>